



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
3 月 12 日 (水)
号 外
第 6 号

目 次

条 例

○栃木県県税条例の一部改正	2
○栃木県社会福祉施設整備基金の設置及び管理に関する条例の廃止	3
○栃木県用地造成事業基金条例の廃止	4

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県県税条例の一部改正（栃木県条例第 1 号）

- 1 狩猟税の納税証紙を廃止すること等のため、所要の改正をすることとしました。
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、令和 7 (2025) 年 4 月 1 日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県社会福祉施設整備基金の設置及び管理に関する条例の廃止（栃木県条例第 2 号）

- 1 栃木県社会福祉施設整備基金を廃止するため、栃木県社会福祉施設整備基金の設置及び管理に関する条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、令和 7 (2025) 年 3 月 31 日から施行することとしました。

◇栃木県用地造成事業基金条例の廃止（栃木県条例第 3 号）

- 1 栃木県用地造成事業基金を廃止するため、栃木県用地造成事業基金条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、令和 7 (2025) 年 3 月 31 日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 栃木県条例の一部を改正する条例
- 2 栃木県社会福祉施設整備基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 3 栃木県用地造成事業基金条例を廃止する条例

令和 7 年 3 月 12 日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 1 号

栃木県税条例の一部を改正する条例

栃木県税条例（平成 17 年栃木県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第105条の10 略 2 略 3 第1項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第105条の5の規定によりその税額を納付するときに、次に掲げる事項を記載した申請書を運転する者に係る運転免許証又は免許情報報告記録個人番号カード（道路交通法第95条の2第4項（特定免許情報報告記録等）に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第116条第4項において同じ。）その他規則で定める書類等を提示しなければならない。 い。 (1)～(4) 略 (5) 当該運転免許証又は当該免許情報記録個人番号カードに係る免許情報記録をいう。第116条第4項において同じ。）の番号、有効期限、運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6)・(7) 略 第116条 略 2・3 略 4 第1項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、当該年度の2月末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、規則で定めるところにより、当該申請に係る自動車運転する	第105条の10 略 2 略 3 第1項の規定により環境性能割の免除を受けようとする者は、第105条の5の規定によりその税額を納付するときに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、 一、当該申請に係る自動車運転する者に係る運転免許証 その他規則で定める書類等を提示しなければならない。 い。 (1)～(4) 略 (5) 当該運転免許証 許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6)・(7) 略 第116条 略 2・3 略 4 第1項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、当該年度の2月末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するとともに、当該申請に係る自動車運転する

者に係る運転免許証又は免許情報記録個人番号カードその他規則で定める書類等を提示しなければならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 当該運転免許証又は当該免許情報記録個人番号カードに係る免許情報記録の番号、有効期限、運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6) ・ (7) 略 (狩猟税の証紙徴収の手続) 第165条 狩猟税の納税者は、<u>証紙徴収の方法によって狩猟税を払い込むときは、当該狩猟税の額に相当する現金を納付した後、狩猟者の登録に関する申請書に納税済印の押印を受け</u> なければならない。 2 略 第166条及び第167条 <u>削除</u>		者に係る運転免許証その他規則で定める書類等を提示しなければならない。 (1) ～ (4) 略 (5) 当該運転免許証の番号、有効期限、運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件 (6) ・ (7) 略 (狩猟税の証紙徴収の手続) 第165条 狩猟税の納税者は、<u>狩猟者の登録に関する申請書に、県の発行する納税証紙をはることに</u>により、当該税金を払い込まなければならない。 2 略 (納税証紙売りさばき人の指定) 第166条 前条第 1 項の納税証紙は、<u>知事の指定を受けた者が売りさばくものとする。</u> (納税証紙の種類等) 第167条 第165条第 1 項の納税証紙の種類及び形式は、<u>規則で定める。</u>	
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第105条の10第 3 項及び第116条第 4 項の改正規定は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。(経過措置) 2 次項の場合を除き、改正前の第166条の規定により売りさばかれた納税証紙（消印、汚染又は毀損があるものを除く。）を保有する者は、令和12年 3 月 31 日までの間は、これを知事に返還して当該納税証紙の額面金額に相当する金額の還付を受けることができる。 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の第166条の規定により指定を受けている者は、施行日前に買い受けた納税証紙（消印、汚染又は毀損があるものを除く。）を施行日以後遅滞なく知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、令和12年 3 月 31 日までの間に返還した者に対し、当該納税証紙の額面金額に相当する金額から当該納税証紙の取扱手数料として当該返還した者に対して交付した金額を控除した金額を還付するものとする。 (税務課)			
栃木県条例第 2 号 栃木県社会福祉施設整備基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例 栃木県社会福祉施設整備基金の設置及び管理に関する条例（昭和39年栃木県条例第 5 号）は、廃止する。 附 則			

この条例は、令和 7 年 3 月31日から施行する。	(財政課)
栃木県条例第 3 号	
栃木県用地造成事業基金条例を廃止する条例	
栃木県用地造成事業基金条例（昭和63年栃木県条例第 1 号）は、廃止する。	
附 則	
この条例は、令和 7 年 3 月31日から施行する。	(企業局)